

# 松戸市景観条例の改正骨子案概要

景観条例は、景観計画に示す方針・目標・基準を具体的に実施・運用する制度的な枠組みです。  
今回は、これまでの運用面での課題等を踏まえ、景観計画の改定内容に合わせて改正を行うものです。

## 条例の構成

赤字は改正箇所

### 第1章 総則(第1条・第2条)

目的、定義

### 第2章 景観計画(第3条)

景観計画の策定等

### 第3章 景観計画区域内における行為の事前協議等(第4条・第5条)

事前協議書の提出、助言又は指導

### 第4章 景観計画区域内における行為の届出等(第6条—第11条)

行為の届出、届出の適用除外行為、特定届出対象行為、**完了の届出**、  
勧告及び命令の手續、公表

### 第5章 景観重要建造物等(第12条—第15条)

指定の手續、滅失等の届出、所有者の変更の届出、管理の方法の基準

### 第6章 松戸市景観審議会(第16条—第18条)

審議会の設置、**審議会の任務**、審議会の組織及び運営

### 第7章 松戸市景観アドバイザー(第19条)

アドバイザーの設置

### 第8章 景観形成推進地区(第20条・第21条)

**景観形成重点地区及び景観形成推進地区の指定**、景観形成推進協議会の認定等

### 第9章 景観表彰(第22条)

表彰

### 第10章 雑則(第23条)

規則への委任

### 別表(第7条関係)

## 改正内容

### ① 景観形成重点地区の追加

- 第4条 事前協議対象を追加
  - ・景観形成重点地区内で対象となる行為を行おうとする者
  - ・景観形成重点地区内で対象となる行為の内容を変更しようとする者
- 第9条 完了の届出対象を追加
  - ・景観形成重点地区内で対象となる行為を行った者
- 第17条 審議会の任務の追加
  - ・景観形成重点地区の指定並びにその変更及び解除に関する事
- 第20条 景観形成重点地区の指定の追加

### ② 届出対象の追加

- 別表「第7条関係」に対象を追加
  - ・鉄塔、携帯電話基地局アンテナ
  - ・太陽光発電設備その他これらに類するもので、パネル等の面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- 別表「第7条関係」ただし書きの追加
  - ・上記の規模に該当しない行為にあっても、建築物等の一部分もしくは小規模な付属建築物に限られる増築、改築、移転、修繕、模様替又は色彩の変更において、良好な景観形成を図る上で影響が少ないと市長が認めるものについては、この限りではない。

### ③ その他運用に関する事項(規則等)

- 事前協議の開始時期をより早い時期から行えるように明記
- 提出書類に必要な応じてアイレベルの完成予想図を求められることを追加
- 景観アドバイザーについて、必要なに応じて様々な専門家にご意見を伺えるように変更